



市政 Q&A

市政に対するご意見やご提案を郵便、FAX、メールで受け付けています。また、市内各公民館などに「提言箱」を設置していますので、そちらもご利用ください。なお、直接回答が必要な場合は、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。

■申込先 〒756-8601 山陽小野田市役所 広報広聴課
(FAX) 83-9336 (E-mail) mail@city.sanyo-onoda.lg.jp

質問

「離婚後に母子家庭を助成する手当について」

近く夫と離婚することになりました。子供が3人いますが、離婚後の生活が不安です。母子家庭が受けられる手当があると聞きましたが、どんな制度でしょうか。
(28歳 女性)

お答えします

担当課 児童福祉課 (☎82-1175)

離婚後の母子家庭の生活を支援する制度として、児童扶養手当制度があります。これは、離婚届を提出し、児童の父と母が別居を開始して、住民票の住所地が別になったときから申請手続きをすることができます。支給月額額は、前年の所得状況によって決まり、9,850円から41,720円の間額となりますが、申請者や同居親族の所得が所得制限限度額を超える場合は、支給されません。支給期間は、養育している児童が18歳の年度末までとなっていますが、結婚(事実婚を含む)等があった場合は、支給資格を喪失します。また、支給認定から5年を経過すると、おおむね半額に減額されます。詳しい制度の内容については、担当課までお問い合わせください。

よくある質問にお答えします

Q 児童手当と児童扶養手当は、同時に受けることができますのでしょうか？

A それぞれの制度で支給要件に該当する場合は、同時に手当を受けることができます。児童手当は、12歳到達後、最初の3月31日までの間にある、小学校修了前の児童を養育している方に支給される手当(所得制限限度額あり)で、その世帯が母子世帯であるかないかは問いません。児童手当と児童扶養手当は、名称が似ていますが、まったく別の制度です。

■支給月額 第1子・第2子 各5,000円
第3子以降 10,000円

Q 特別児童扶養手当は、どんな制度ですか？

A 特別児童扶養手当は、20歳未満で、身体や精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に対して支給される手当です(所得制限限度額あり)。この制度も支給要件に該当していれば、児童手当、児童扶養手当と同時に受給できます。

■支給月額 1級50,750円 2級33,800円



えがおがいちばん!!



かたやま はるあ
片山 陽愛ちゃん(4か月)

「じいちゃん、ばあちゃん大好き!!」(東系根)



編集室のひとりごと

"新年号"の締め切りに追いまわされていつの間にか過ぎていく編集室の年末。この時期は、年末年始の休みもあって編集スケジュールは普段にも増して厳しいのですが、そこはめでたい"新年号"。今回も8ページにわたる「新春特集」をはじめ、盛りだくさんの内容でみなさんにお届けすることになりました。そんな年末のあわただしい作業がようやく終わりに近づいた今、今更のように気になりはじめたのが年賀状・・・「今年もまだ1枚も書いてない」という悲しい現実から目を反らしつつつけてきた12月も気が付けば残りわずか・・・年間24回の広報の締め切りは守れても、今年も年賀状の締め切りは・・・この場を借りてというわけでもないのですが「みなさん、明けましておめでとうございます。今年も『広報さんようおのだ』をよろしく願います。」(グリ)

お子さんの写真募集中!!

詳しくは広報広聴課まで(☎82-1133)